

建設技第516号
令和2年5月25日

(一社) 佐賀県建設業協会会長
佐賀県管工事協同組合連合会代表理事
佐賀県電気工事業工業組合理事長
(一社) 佐賀県電業協会会長
(一社) 佐賀県造園建設業協会会長
(一社) 佐賀県空調衛生工業会会长
佐賀県解体・リサイクル協議会事務局長
佐賀県建造物解体業連合会会长
(一社) 佐賀県土づくりコンサルタンツ協会会長
(一社) 佐賀県地質調査業協会理事長
(一社) 佐賀県建築士事務所協会会長

様

佐賀県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応について（通知）

のことについて、令和2年5月25日付け事務連絡により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

佐賀県においては、令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け建設技第73号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、佐賀県の対応について参考送付していたところです。

この度、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたことに伴い、別添のとおり通知しましたので、参考までに送付します。

(担当)
建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102 (直通)

(別添)

建設技第516号
令和2年5月25日

知事部局本庁各課（室）長
知事部局各現地機関の長
教育庁本庁各課（室）の長
教育庁各現地機関の長
東部工業用水道管理事務所長
各県立学校長
警察本部会計課長
県公社理事長

様

建設・技術課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応について（通知）

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け建設技第73号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしていたところです。

この度、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、引き続き、4月8日付け通知の「2. 工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等について」を踏まえた対策が講じられるよう、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なご対応をお願いします。

また、工事等における一時中止措置等については、4月8日付け通知「1. 工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、適切な措置を行うようお願いします。

(担当)
建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102 (内 2747)

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。